

第3期藤井寺市教育大綱（素案）に対するパブリックコメント実施結果

「教育大綱」の計画期間が今年度をもって終了することから、後継計画を策定するにあたり、検討途中の素案に対するパブリックコメントを募集しましたので、その結果と提出されたご意見に対する市の考え方を公表いたします。貴重なご意見を数多く賜り、ありがとうございました。

1. パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間

令和6年1月10日（水）～1月23日（火）

(2) 提出方法及び意見件数

持参1名（1件） オンライン申請1名（6件（うち2件は本件と直接の関係がないため除外）） 合計 2名（5件）

2. 意見概要と市の考え方

通番	意見の概要	市の考え方
1	○策定手続きに関して 前々回の藤井寺市教育大綱の策定時には、藤井寺市総合教育会議を平成27年11月12日開催して大綱(素案)を、平成28年5月27日開催して大綱(案)を論議しているが、今回の第3期藤井寺市教育大綱の策定時に、これまでの手順・方法を採用しなかったのでしょうか。	現行の教育大綱改訂時は、令和2年2月12日開催の総合教育会議において、教育大綱修正案を議論し、その後内部手続きを経て、改訂していることから、従来と手順・方法を大きく変更したとの認識はありません。
2	○策定手続きに関して 第3期藤井寺市教育大綱の策定では、令和6年1月24日午後5時から藤井寺市教育委員会会議で第2次藤井寺市教育振興基本計画を、同日午後7時から藤井寺市総合教育会議で第3期藤井寺市教育大綱について論議し、第1期と第3期では、論議を進める順序が逆転したのはなぜか。	教育大綱と教育振興基本計画については、相互に密接な関係があり、整合性は当然必要となりますが、それぞれが国の定める教育振興基本計画を参酌するものとされており、また、直接的な関係性について、法律上の明記はありません。 よって、議論の順番についても、必ずしも固定されるものではないことから、出席者のスケジュール調整の結果、今回は開催順が変わりました。
3	○P1 3. 教育大綱の期間 素案では、「令和6年度から令和13年度までを計画期間」としているが、教育大綱の期間については、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正時に、文部科学省は「4年から5年程度を想定」「首長の任期が4年」「国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み」などと説明している。なぜ、計画期間を8年間とするのか。	文部科学省の当該技術的助言については承知しておりますが、令和6年度からの「第六次藤井寺市総合計画」の計画期間が8年間となっていること、また関連性が深く、同時期に改訂される教育振興基本計画についても、計画期間を8年とすることを踏まえ、教育大綱の計画期間についても、8年間に揃えることが適当である、と判断しております。 なお、国及び大阪府の動向並びに社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行うものとしています。

4	<p>○教育大綱と教育振興基本計画の関係性について</p> <p>第2次藤井寺市教育振興基本計画を今回同時期に策定されているが、平成26年7月17日付の文部科学省の通知では、「地方公共団体の長が、教育総合会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない」とされている。</p> <p>そのため、教育大綱と教育振興基本計画を別で策定する必要性が全くないとは言いつもりはないが、藤井寺市のような小規模市町村においては、事務効率も考えると、別々で作るよりか、一体的に作成したほうが望ましいのではないかと考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
5	<p>○p3 5. 基本方針</p> <p>藤井寺市が、令和4年度実施の「市民意識調査」結果に、「藤井寺市の将来像は、健康に暮らせ、福祉が充実した『健康と福祉のまち』がもっとも割合が高くなっている」とあり、一方で、世界遺産の古墳群や寺社などを中心とした「歴史を活かした観光のまち」は低位です。</p> <p>にもかかわらず、第3期藤井寺市教育大綱（素案）で、なぜ「藤井寺独自の歴史文化が薫るまちづくりの推進」を上位とする理由が不明で、修正すべきです。</p>	<p>市の最上位計画である新しい第六次藤井寺市総合計画における、藤井寺市の独自性を意識したまちづくりを実施する場合、健康と福祉のまちづくりをすすめるだけでなく、藤井寺市独自の歴史文化を活用するという観点が、施策展開の方向性として必要である、との考えを受け、新しい教育大綱（案）の基本理念及び基本方針においては、それを踏まえた記載としております。</p>